



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 応 用 地 質 株 式 会 社  
代 表 者 の  
役 職 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 成 田 賢  
(コード番号 9755 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 事 務 本 部 長  
河 野 啓 三  
TEL 03-5577-4501

## 株式給付信託（BBT）導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 13 日付で「株式給付信託（BBT（= Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を公表し、平成 26 年 3 月 26 日開催の第 57 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において役員報酬として決議されましたが、本日、その詳細について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、当社は、本日、平成 26 年 2 月 13 日付で導入を公表した「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「J-ESOP」といいます。）の詳細についても決定しました。J-ESOP の詳細につきましては、本日付「株式給付信託（J-ESOP）導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本制度及び J-ESOP の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式 5,003,828 株（平成 25 年 12 月 31 日現在）のうち 200,000 株（282,600,000 円）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託 E 口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

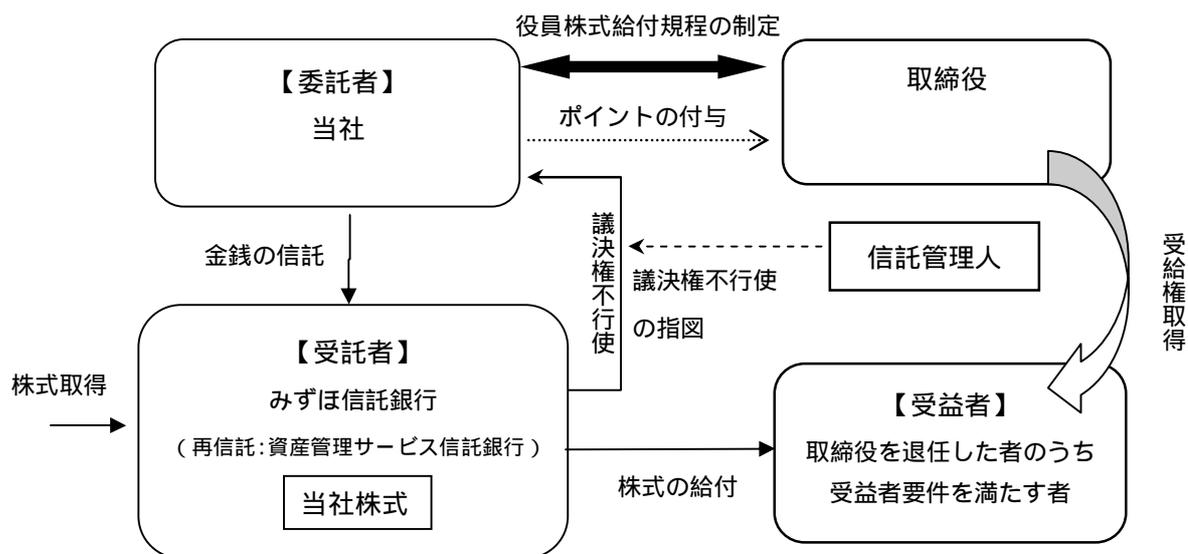
#### 1. 本信託について

- (1) 名称：株式給付信託（BBT）
- (2) 委託者：当社
- (3) 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- (4) 受益者：取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定します
- (6) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日：平成 26 年 6 月 2 日
- (8) 金銭を信託する日：平成 26 年 6 月 2 日
- (9) 信託の期間：平成 26 年 6 月 2 日から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

## 2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額：7,065,000 円
- (3) 取得株式数：5,000 株
- (4) 株式の取得方法：当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
- (5) 株式の取得日：平成 26 年 6 月 2 日

## 3. 本制度の仕組み（再掲）



当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。

当社は、この本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）

本信託は、で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。

本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上